

周防大島町告示第118号

令和5年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年11月27日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和5年12月4日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

尾元 武君

小田 貞利君

久保 雅己君

荒川 政義君

○12月18日に応招した議員

○12月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和5年12月4日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和5年12月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告および提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第6 議案第1号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)(質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第2号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第3号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第4号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第5号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第6号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第3号)(質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第7号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第8号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第9号 周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の

一部改正について

- 日程第18 議案第13号 周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第19号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告および提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第6 議案第1号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）（質疑・討論・採決）
- 日程第7 議案第2号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第3号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第4号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第5号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第11 議案第6号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）（質疑・討論・採決）
- 日程第12 議案第7号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（質疑

・討論・採決)

- 日程第13 議案第8号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第2号) (質疑・
討論・採決)
- 日程第14 議案第9号 周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の
一部改正について
- 日程第18 議案第13号 周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第19 議案第14号 周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第20 議案第15号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定につ
いて
- 日程第24 議案第19号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯
ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について

出席議員 (13名)

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	尾元 武君
12番	小田 貞利君	13番	久保 雅己君
14番	荒川 政義君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君
書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	星野 朋啓君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	中元 辰也君	産業建設環境部長	……………	瀬川 洋介君
健康福祉部長	……………	重富 孝雄君	上下水道部長	……………	山本 正和君
統括総合支所長	……………	岡本 義雄君			
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	……………	山中 茂雄君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君
病院事業局総務課長	……………	木村 稔典君	政策企画課長	……………	中原 藤雄君
税務課長	……………	宮崎由紀子君			

午前9時30分開会

○議長(荒川 政義君) 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和5年第4回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(荒川 政義君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、小田貞利議員、13番、久保雅己議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(荒川 政義君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る11月27日開催の議会運営委員会において協議の

結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月20日までの17日間としたい
と思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付して
ある会期日程のとおり、本日から12月20日までの17日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年9月定例会以降の諸般について、御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査
委員より、例月現金出納検査（9月・10月・11月実施分）と定期監査（10月・11月実施
分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望につきましては、山口県農業協同組合から、周防大島柑橘選果場選果機の整
備に関する支援について、要望書を受理しましたので、議員配付として、既にお手元にお届けし
ております。

続きまして、系統議長会関係について、御報告をいたします。

まず、柳井広域の関係では、令和5年9月27日に、柳井地域広域水道企業団議会第1回臨時
会が招集され、竹田議員並びに山根議員が出席されました。

次に、柳井地区広域市町議会議長会臨時総会は、書面表決となり、令和5年度決算見込み並び
に令和6年度事業計画等が審議され、全ての議案は全会一致で可決されました。

また、令和5年11月24日に開催された、柳井地域水道事業広域化に関する研修会には、本
町議会から10名の議員が参加をいたしております。

次に、山口県の関係では、令和5年9月28日に招集された、山口県町議会議長会第1回臨時
会並びに山口県離島振興市町議会議長会第2回臨時会において、任期満了に伴う役員改選がござ
いしました。

引き続き、わたくし荒川が、両議長会の会長を務めることとなりましたので、今後ともよろし
くお願いいたします。

続いて、令和5年11月2日、山口県町議会議長会11月定例会では、令和6年度の事業計画
等を審議し、全ての議案は、全会一致で可決されました。

次に、全国の関係について、御報告いたします。

まず、令和5年10月17日に、中国地区町村議会議長会会長・事務局長会議へ出席。

令和5年10月18日は、都道府県会長会へ。

また、令和5年11月13日には、将来の地方議会において、女性や若者など幅広い人材の議会への参画や、議員のなり手不足解消に向けて積極的に取り組むために、地方議会活性化シンポジウム2023の講師に、慶應義塾大学大学院の谷口尚子教授をお招きし、「将来の地方議会を担うのは誰か？」～多様な人材が参画する地方議会の実現～について、基調講演を拝聴いたしました。

続いて、令和5年11月28日、ホテルグランドアーク半蔵門で開催された、第41回離島振興市町村議会議長全国大会へ、わたくしは大会副議長として出席をいたしました。

大会では、離島市町村の財政強化、生活環境の整備促進、高度情報通信ネットワークの強化など12項目を決議のうえ、国に対して、令和6年度の予算編成及び施策の策定にあたっては、これらを十分に踏まえるよう強く要請することとなりました。

令和5年11月29日には、NHKホールにおいて、第67回町村議会議長全国大会が開催され、こちらは大会議長として出席をいたしました。

大会では、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備、地方創生とデジタル化のさらなる推進、少子化対策及びこども・子育て政策の推進、脱炭素社会の実現等に向けた環境保全対策の推進のほか、農林水産商工業の強化や地域保健医療の向上と充実など、28項目の決議を採択いたしました。

以上が、全国の関係であります。

次に、議員派遣の関係です。

令和5年10月28日、近畿大島会は、大島地区単独開催の予定でしたが、当日、東和地区、橘地区も合同となり、栄本議員と吉村議員に出席をしていただきました。

議会を代表し、会員との情報交換や親睦の和を広め、ふるさと大島に対する熱い思いと、寄せる期待の大きさに、責任の重大さを深く感じたことと存じます。大変お疲れでございました。

また、年明けの令和6年1月28日には東京久賀倶楽部が、令和6年3月9日には関西橘町人会が開催される予定となっております。

本件につきましては、今定例会の最終日に議員派遣としてお諮りいたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、東京たちばな会は、情報が入り次第、議員各位にお知らせをさせていただきます。

最後になりますが、令和6年2月20日、セントコア山口において、山口県町議会議長会主催の、議員研修が予定されております。

後日、事務局から御案内をさせていただきますので、議員各位の御参加をよろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告および提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告および提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告および提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） おはようございます。本日は、令和5年第4回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、行政報告を3件申し上げます。

まず、1件目は、使用済核燃料中間貯蔵施設の上関町への設置に関する調査・検討にかかる事業者からの説明についてでございます。

既に各種報道等で御承知の方もおられることとは存じますが、上関町において行われようとしております、使用済核燃料中間貯蔵施設の設置にかかる調査について、事業主体である中国電力株式会社より、去る令和5年11月29日に説明を受けましたことを御報告いたします。

当日は、冒頭で、中国電力株式会社大瀬戸常務執行役員より、この時期まで説明ができなかったことに対するおわびがあり、続いて、調査・検討に至る経緯について、そして、中間貯蔵施設について、また、調査の概要について、そして最後に、経済産業大臣談話についての以上4点について説明を受けました。

これを受け、私から中国電力株式会社に対して、町民の安心・安全を守ることが町長としての使命であり、本町住民に寄り添った丁寧な対応について、強く要請をさせていただきました。中国電力株式会社からは、住民の皆様に対して丁寧な説明等を行っていききたいとの回答がありました。

以上を御報告いたします。

2件目は、ハワイ州カウアイ島との姉妹島提携60周年記念式典及びカウアイ祭りフェスティバル2023への参加等についてでございます。

令和5年10月12日から令和5年10月17日にかけてハワイ州を訪問し、カウアイ島において、周防大島町とハワイ州カウアイ島との姉妹島提携60周年記念式典及びカウアイ祭りフェスティバル2023などへ、本町から私や荒川議長、新田議員、星野教育長、椎木山口県大島郡国際文化協会会長など、事務局を含む9名の訪問団が参加しましたので、御報告をいたします。

令和5年10月12日は、カウアイ島市民ホールにおいて、柳居県議会議長の御臨席をいただき、カウアイ島との姉妹島提携60周年記念式典が開催されました。

はじめにフラの披露や、柳居県議会議長からは、姉妹島提携から今日までの交流の歴史を御紹介いただき、村岡山口県知事からのお祝いのメッセージも紹介されました。

カワカミ郡長と私が姉妹島交流確認書へ署名し、両島の絆を次世代に引き継ぎ、友好交流を引

き続き推進していくことを確認したところでございます。

令和5年10月13日には、カウアイミュージアムを訪問し、令和5年7月15日から令和5年8月末にかけて本町で開催いたしましたハワイアンキルト展へ、所蔵している貴重なキルトの展示に御協力をいただいたことへのお礼を申し上げ、今後も相互交流を続けさせていただくことを申し合わせいたしました。

次に、ウィルコックス小学校を訪問させていただき、カウアイ島の小・中学校の校長先生方等との会合を行い、両島の子供たちの交流の実現に向けた相互協力について申し合わせました。

また、去る令和5年6月22日に道の駅サザンセットとうわにおいて、東和小学校の児童がラッピングポストに投函したカウアイ島の小学生に宛てたはがきに対する返信を受け取り、帰国後に東和小学校へお届けしたところでございます。

次に、カウアイコミュニティカレッジのサンチェス学長を表敬訪問し、令和5年8月にはじめて実施させていただきました、本町の事業であります語学留学派遣事業の受入れのお礼と、今後の協力につきましてお願いをさせていただきました。

夕方には、カウアイ日本文化協会やカウアイ山口県人会の皆様により開催された交流夕食会へ出席し、周防大島町や山口県等に縁を持つ方々との交流を行い、これまで築いてきた交流の歴史を確認し合ったところでございます。

令和5年10月14日には、4年ぶりに開催されましたカウアイ祭りフェスティバル2023に参加し、周防大島町の紹介ブースでは、大島中学校の生徒が作成した毛筆での書の作品や、町内中学校の生徒などが作成したアニメイラストを展示し、折り紙の実演を行うなど、多くの来場の皆様に周防大島町や日本の文化を紹介することができました。

令和5年10月15日には、ホノルル市において、私と椎木山口県大島郡国際文化協会会長が、ハワイ在住日系人向けのラジオ番組に出演し、カウアイ島との60周年記念式典や、これまでの交流の歴史等について、お話をさせていただくことができました。

そして、令和5年10月16日には、令和5年10月に着任されました在ホノルル日本国総領事館の兒玉良則総領事を表敬訪問し、今後のハワイとの交流にかかる包括的な支援について要請をさせていただき、御快諾をいただいたところでございます。

このたびのハワイ州訪問を通じて、これまで先人の皆さんが培ってきた交流の歴史、絆の重みや大切さを再確認するとともに、これからの時代を生きる若い世代の皆さんが、周防大島町とハワイとの交流という特別な魅力や活動に対し誇りを持てるよう、これからも山口県大島郡国際文化協会を中心に、国際交流における様々な取組を推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、御報告させていただきました内容につきましては、広報すおう大島11月号に掲載する

とともに、町のホームページ及びY o u T u b e の周防大島チャンネルでも公開しており、令和5年12月中には株式会社アイ・キャンの周防大島チャンネルでの放送を予定しております。

3件目でございます。

3件目は、柳井地域の水道事業の広域化について、これまでの経過及び合意内容等につきまして、御報告をいたします。

なお、関係資料につきましては、S i d e B o o k s に掲載させていただいておりますので、御参照いただければと存じます。

はじめに、令和5年9月以降の経過でございますが、柳井地域水道事業広域化検討委員会では、下部組織である柳井地域水道事業広域化プロジェクトチームを、企業団設立部会、総務部会、財務・会計・営業部会、施設部会、配水・給水部会の5つに分かれて、各部会とも、月2回のペースで協議を進めてまいりました。

あわせて、先に広域化を図られた佐賀県や広島県の先進事例の視察にも伺っております。

令和5年10月23日には、副市長、副町長、関係部課長から構成される柳井地域水道事業広域化検討委員会幹事会を開催し、各プロジェクトチームにおいて、合意が図られた内容などを審議いたしました。

そして、令和5年11月24日には、広島県水道広域連合企業団の谷口課長より、柳井地域1市4町の議員の皆様方へ、広域化に関する御講演をいただいたところであります。

また、令和5年11月30日には、来年度から山口県より職員派遣をお願いするため、県知事への要望活動を行ったところでございます。

次に、令和5年10月23日に開催した、柳井地域水道事業広域化検討委員会幹事会における合意事項などを御説明いたします。

はじめに、経営統合後の柳井地域広域水道企業団の経営方針についてでございます。

基本理念といたしましては、企業団は、高額な水道料金、水道施設・管路の老朽化、水道事業を担う職員の不足などの課題を抱える中で、安全・安心・良質な水を適正な水道料金で安定的に供給する水道システムを構築し、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与することにつきまして、合意が図られたところでございます。

次に、広域化の骨格となる部分として、主たる事務所を柳井市役所内とすること、副市長、副町長を参与とし、組織に含めることなどが合意されました。

職員につきましては、定数を40人とし、当面は企業団職員に加え、関係市町からの派遣により対応するとともに、計画的に職員採用も実施することといたしました。

一方で、関係市町とは連携して水道事業を進めていくことで、サービスの低下にならないよう取り組んでまいることとしております。

職員派遣等の人件費や統合にかかる準備経費については、関係市町が応分の負担をすることになります。

続きまして、統合に関する基本協定書（案）についてでございます。

第1条は統合の目的として、安全・安心な水道水を適切な料金で、将来にわたり持続的に供給できる水道システムを構築することを統合の目的としています。

第2条は定義とし、統合する水道事業とは、この地域の全ての水道事業となるよう規定しています。

第3条の統合の期日は、令和7年4月1日とします。

第4条の統合の方法は、現行事業ごとに区分し、別料金とする経営統合によるものとしています。

第5条の経営の主体は、柳井地域広域水道企業団としています。

第6条の運営体制は、現在の企業団職員に加え、構成団体が企業団へ職員を派遣することで、これを維持いたします。

第7条の相互協力は、企業団の健全経営のために構成団体が相互協力を行うこととしています。

第8条の資産等については、統合時に構成団体が水道事業の用に供している資産、負債及び資本は、企業団に無償で引き継ぐこと、水道事業の用に供しなくなった固定資産は、速やかに用途廃止し、構成団体協議の上、構成団体へ返還すること、剰余金等の資金は、現行の事業ごとに区分管理し、他事業に流用しないとしております。ただし、貸付の場合はこの限りではありません。

第9条の統合の事業計画は、統合までの工程や、統合後10年間の事業計画を示すものでございます。現在、専門部会で事業計画を検討しております。

第10条のその他では、この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、構成団体が協議して定めることを記載しています。

以上の統合に関する基本協定書の調印式を、令和6年1月頃に行いたいと、現在、準備を進めております。

この調印式は、市民や町民、水道使用者に対し、水道事業の広域化につきまして、広くお知らせを行う機会と考えております。

さらに、この地域の水道経営が厳しいため、広域化を進めていく努力をしていることを、山口県等に広域化を進める覚悟をお示しする機会でもあります。

最後に、今後の予定について申し上げます。

来年（令和6年）2月の企業団議会と、令和6年3月の市・町の議会におきまして、広域化にかかる新年度予算や補正予算について、お諮りいたします。

また、企業団規約（案）や事業計画書（素案）についても、お示しできるよう準備を進めてま

います。

現在、山口県と協議を進めておりますが、令和6年9月議会では、企業団規約の議決をお願いすることとなります。

令和6年12月議会で、水道事業に関する各種条例について、企業団議会にお諮りし、令和7年には企業団の2月議会や市・町の3月議会で、新年度予算及び水道事業に関する条例の改廃について、お諮りする予定でございます。

令和7年4月1日には、新たな企業団において水道事業が円滑に業務開始できるよう取り組んでまいります。

以上、行政報告を3件させていただきました。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告1件、補正予算に関するもの8件、条例の一部改正について9件、指定管理者の指定について2件の合計20件であります。

報告第1号は、専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）これを報告するものであります。

議案第1号は、令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）であります。

既定の予算に、3億5,939万円を追加し、補正後の予算の総額を162億3,671万8,000円とするものであります。

議案第2号は、令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に、6,097万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を28億4,372万8,000円とするものであります。

議案第3号は、令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に、11万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億5,879万1,000円とするものであります。

議案第4号は、令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

保険事業勘定の既定の予算に、202万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を35億6,134万8,000円とするものであります。

議案第5号は、令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に、236万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を9,605万7,000円とするものであります。

議案第6号は、令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

収益的支出を補正するものであります。

議案第7号は、令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

業務の予定量のほか、収益的支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第8号は、令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）であります。

収益的支出等を補正するものであります。

議案第9号から議案第17号までは、条例の一部改正に関するものであります。

議案第9号周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正については、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項のずれを修正するものであります。

議案第10号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、選挙公営について、国に準じて公費負担額を改正しようとするものであります。

議案第11号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、山口県人事委員会の一般職の給与等についての勧告により、給与等の改正を行おうとするもので、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、船舶職職員の給与及び旅費条例の改正、議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

議案第12号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正については、山口県人事委員会勧告に準じ、病院事業局企業職員の期末手当と勤勉手当の改正を行うにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第13号周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正については、船舶職員の配置転換に伴い、1級の船舶職員が船長業務を行えるよう基準勤務表を改正しようとするものであります。

議案第14号周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、人事院勧告により、非常勤職員の給与を常勤職員に準じて改定し、また、議案第13号で上程いたしました基準勤務表を、常勤職員と同様に改正しようとするものであります。

議案第15号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、令和6年1月1日から施行される国民健康保険税の改正部分について、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第16号周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正については、地域の活性化等を目的に、明新住宅として令和元年度と令和3年度にそれぞれ4戸を建設し、令和5年度に新たに4戸

を建設することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正については、周防大島町立大島病院に産婦人科を開設するため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号及び議案第19号は、指定管理者の指定についてであります。

議案第18号は、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、議案第19号は、周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、お諮りするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告および提案理由の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）、執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号は、令和4年度周防大島町地家室園地整備事業（拠点施設建築工事）の変更契約についてであります。

令和4年度周防大島町地家室園地整備事業（拠点施設建築工事）につきましては、令和4年8月9日に平川建設株式会社と仮契約を締結し、令和4年第3回定例会において御議決を賜り、令和4年9月2日に本契約とし、令和5年2月27日に工事の完成期日を令和5年3月31日とする変更契約を締結、さらに、令和5年3月27日に、工事の完成期日を令和5年12月15日まで延長する契約により工事を施工しております。

変更内容の主なものにつきましては、発生残土について、処分場が確保できていないことから、沖家室の仮置場までの運搬としておりましたが、発注後に処分場の確保ができたことによる運搬処分費の追加が必要となりました。

また、工期を延長したことによる諸経費の増額。

その他、旧地蔵小学校記念碑の設置場所を変更したことによるインターロッキングブロック工事の減工等による積算の結果、請負代金を増額することが必要となりました。

つきましては、原契約の工事請負代金1億7,638万5,000円に377万7,400円を増額した1億8,016万2,400円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年11月20日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告いたします。

なお、施設のオープン時期につきましては、令和6年1月下旬を予定しており、令和6年3月下旬に、環境省と合同によるオープニングイベントの実施を予定していることを申し添えます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

日程第6. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、3億5,939万円を追加し、予算の総額を162億3,671万8,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の補正を、第3条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金において、国保基盤安定負担金、未就学児均等割保険税負担金及び産前産後保険税負担金にかかる交付申請額確定に伴う計上でございます。

出産育児一時金臨時負担金は、出産育児一時金の補助額増額に伴う計上でございます。

障害福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金は、補装具費給付申請の増加見込みによる追加計上でございます。

生活保護費負担金は、生活保護扶助費の増額見込みに伴い6,390万円の追加計上でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、総務管理費補助金の米空母艦載機部隊配備特別交付金は、内示に伴い8,727万5,000円を追加計上するとともに、歳出において充当額の調整を行っております。

戸籍住民基本台帳費補助金は、氏名の振り仮名法制化に伴う戸籍システム、住民基本台帳システム及びコンビニ交付システム等の改修経費に対する補助金として、1,115万4,000円を計上いたしております。

2目民生費国庫補助金は、介護報酬改定に伴うシステム改修に対する介護保険事業費補助金170万円の計上でございます。

14ページをお願いいたします。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金につきまして、国庫負担金と同様に、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金、未就学児均等割保険税負担金及び産前産後保険税負担金を、障害福祉費負担金において障害者自立支援給付費負担金を計上いたしております。

2項県補助金1目総務費県補助金は、東京圏等移住支援事業支援金25万円の計上でございます。

これは、東京圏等から本町へ移住し、一定の要件を満たす世帯等に支援金を支給する事業で、このたび、東京圏等からの移住世帯に対し、支援金を支給する予定であります。

2目民生費県補助金は、国保負担軽減対策費助成事業補助金の確定に伴う計上でございます。

4目農林水産業費県補助金は、水産物供給基盤機能保全事業補助金の追加見込みに伴い、3,500万円の追加計上でございます。

7目教育費県補助金は、いじめ問題等対策推進体制整備事業補助金、部活動指導員配置事業補助金の交付決定に伴う調整でございます。

15ページをお願いいたします。

17款1項寄附金1目一般寄附金は、ふるさと寄附金の増額見込みに伴い、1,240万円の追加計上でございます。

2目教育費寄附金は、教育振興のため10万円の御寄附をいただきましたことを受けての計上でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を1億1,064万5,000円取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものであり、3目ちびっ子医療費助成事業基金繰入金、9目まち・ひと・しごと創生基金繰入金は、それぞれ事業の実績見込みによる調整でございます。

20款諸収入4項2目雑入は、電気料高騰によるサザンセトとうわ電気料、旧和田小学校施設経費負担金の追加計上のほか、語学留学生派遣事業の完了に伴う語学留学参加負担金並びに語学留学他町負担金の計上でございます。

16ページをお願いいたします。

21款1項町債3目過疎対策事業債及び6目合併事業債は、各事業費の調整に伴う計上でございます。

次に、歳出でございます。

今回の補正では、職員人件費におきまして、当初予算編成以降の人事異動、令和5年10月新規採用、中途退職、休職等を考慮し、山口県人事委員会の勧告による給与改定を反映した調整等を行っております。

その総額は、一般会計において、874万2,000円の減額となっております。

また、会計年度任用職員の人件費におきましても、常勤職員の給与改定に準じた対応を行うため、関係経費の調整等を行っております。

それでは、職員人件費、会計年度任用職員人件費等の説明は省略をさせていただきます、人件費以外の主なものにつきまして、御説明をいたします。

18ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の行政一般管理経費は、会計年度任用職員経費のほか、職員研修負担金にテールゲートリフター特別教育出張講習にかかる負担金を計上いたしております。

契約監理一般経費は、契約監理事務補助職員の採用見込みによる会計年度任用職員経費の計上のほか、建設工事総合評価方式入札の落札者決定基準改正等に伴う契約・工事管理システム改修業務委託料の計上でございます。

19ページをお願いいたします。

5目財産管理費の基金管理経費は、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源とする基金の積立金として、1億134万7,000円の計上でございます。

6目企画費の企画一般経費は、会計年度任用職員経費のほか、過疎対策促進協議会負担金の確定による補正でございます。

20ページをお願いいたします。

ふるさと応援事業は、ふるさと寄附金の増額見込みに伴い、返礼品等所要経費や基金積立金の追加により、2,180万9,000円の計上でございます。

企業誘致対策事業は、電気料高騰による旧和田小学校の光熱水費の追加計上でございます。

定住対策事業の東京圏等移住支援事業支援金につきましては、歳入で御説明いたしましたが、東京圏等から本町への移住世帯に対して支援金を支給するため、50万円を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。

7目支所及び出張所費につきまして、久賀支所管理経費は、灯油等燃料高騰による燃料費の増額、宿日直業務委託料の単価改正に伴う追加計上でございます。

大島支所管理経費は、会計年度任用職員経費のほか、大島庁舎外部通路天井の修繕費や宿日直業務委託料の単価改正に伴う追加計上でございます。

橘支所管理経費は、非常用発電装置の冷却水循環ポンプ取替修繕費の計上でございます。

24ページをお願いいたします。

2項徴税费2目賦課徴収費の賦課徴収事務費は、会計年度任用職員経費のほか、税制改正によ

り、令和6年度から個人住民税とあわせて徴収される森林環境税国税の賦課徴収に対応するため、システム改修業務委託料を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般管理経費は、役務費に戸籍証明書等の発行件数増加に伴うコンビニ等交付委託手数料を、委託料には氏名の振り仮名法制化に伴う戸籍附票システム、住民基本台帳システム、住基ネットシステム及びコンビニ交付システムの改修業務委託料等として、合計1,290万3,000円を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費のちびっ子医療費助成事業と、27ページの中学生医療費助成事業につきましては、それぞれ件数の増加見込み等に伴う追加計上でございます。

たちばなケアプラザ管理経費は、修繕を予定しておりました非常灯用バッテリーの物価高騰に伴う修繕費の追加計上でございます。

2目障害福祉費の障害者自立支援給付費事業は、補装具費給付申請の増加見込みに伴う追加計上でございます。

28ページをお願いいたします。

障害者自立支援特別対策事業は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に対応するためのシステム改修委託料100万4,000円の計上でございます。

29ページをお願いいたします。

5目介護保険対策費の介護保険対策事業は、令和6年度介護保険報酬改定に伴うシステム改修委託料415万5,000円の計上でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の児童福祉総務一般経費は、東和児童クラブの新設に必要な備品等購入経費の計上でございます。

31ページをお願いいたします。

3項生活保護費2目扶助費の生活保護扶助費は、医療機関への受診や入院患者の増加見込みに伴う医療扶助のほか、各扶助費の増額を見込み、8,520万円を追加計上いたしております。

33ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の母子保健事業は、申請件数増加見込みに伴う未熟児養育医療給付金の追加計上でございます。

しまとびあスカイセンター管理業務は、しまとびあスカイセンターの屋根雨漏り修繕費99万円の計上でございます。

3目環境衛生総務費につきましては、環境衛生総務一般経費は、生活衛生課事務補助職員の採用見込みによる会計年度任用職員経費の計上でございます。

施設維持管理費は、久賀地区の熊本墓園内において、地盤沈下により墓が傾いており、この墓の移設工事請負費を計上いたしております。

34ページをお願いいたします。

久賀東庁舎維持管理事業は、久賀東庁舎への下水道接続工事における、排水管布設ルート変更に伴う工事請負費の追加計上でございます。

4目火葬場費の橘斎場管理経費は、火葬炉使用燃料の増加見込みに伴う燃料費の増額でございます。

35ページをお願いいたします。

2項清掃費2目じん芥処理費の不燃物処理施設管理経費は、電気料高騰による光熱水費の追加計上でございます。

36ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費につきまして、担い手総合支援事業は、周防大島担い手支援センターの臨時職員の人件費改定に伴う担い手育成総合支援協議会交付金の追加計上でございます。

37ページをお願いいたします。

7目農村環境改善センター費の沖浦センター管理運営経費は、電気料高騰による光熱水費の追加計上でございます。

38ページをお願いいたします。

3項水産業費3目漁港管理費の漁港施設整備事業は、水産物供給基盤機能保全事業補助金の追加見込みに伴い、油田漁港情本浦物揚場機能保全工事及び日良居漁港日防波堤機能保全工事の事業進捗を図るため、工事請負費に5,760万円を追加計上いたしております。

39ページをお願いいたします。

6款1項商工費2目商工業振興費の商工振興事業は、旧平野教職員住宅の空室を企業向けの従業員住宅に改修するため、事業費1,666万円を計上いたしております。この事業の財源といたしまして、令和5年9月補正の歳入に計上いたしました、企業版ふるさと寄附金700万円を充当しております。

40ページをお願いいたします。

3目観光費の総合交流ターミナル管理運営経費は、電気料高騰による道の駅サザンセトとうわの光熱水費の追加計上でございます。

星野哲郎記念館管理運営経費は、会計年度任用職員経費のほか、電気料高騰による光熱水費を追加計上いたしております。

42ページをお願いいたします。

7 款土木費 2 項道路橋りょう費 2 目道路新設改良費の県事業負担金（道路等）は、一般県道地家室白木港線道路改良事業にかかる負担金 2 7 5 万円の追加計上でございます。

5 項都市計画費 1 目都市計画総務費の県事業負担金、これは都市計画でございます。片添ヶ浜海浜公園施設の修繕事業に対する負担金 2 1 1 万 7, 0 0 0 円の計上でございます。

4 3 ページをお願いいたします。

6 項住宅費 1 目住宅管理費の公営住宅維持管理経費は、今後見込まれる入居前修繕や維持修繕経費として、1, 0 3 4 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。

8 款 1 項消防費 3 目消防施設費の消防施設整備事業は、主要県道大島環状線道路改良工事に伴う消火栓ボックス 4 か所の、嵩上げ工事請負費を計上いたしております。

4 5 ページをお願いいたします。（「部長、暫時休憩します」「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時28分休憩

.....
午前10時43分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 引き続き、議案第 1 号令和 5 年度周防大島町一般会計補正予算（第 6 号）の補足説明をさせていただきます。

4 5 ページをお願いいたします。

9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費につきまして、教育総務一般経費は、障害者雇用に伴う会計年度任用職員の報酬等のほか、A E D 更新事業の完了に伴う備品購入費の減額により、合計で 9 9 7 万円の減額計上となっております。

廃校利用対策経費は、令和 6 年 4 月から利活用の予定がある旧森野小学校において、故障している職員室の空調機修繕費 8 1 万 4, 0 0 0 円を、4 6 ページ委託料には、地元要望による旧油田中学校の主に県道沿いの高木等伐採を行う経費 4 9 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。

語学留学生派遣事業は、ハワイ州カウアイ島への語学留学生派遣事業の完了に伴う 4 9 3 万 3, 0 0 0 円の減額計上でございます。

4 7 ページをお願いいたします。

S S W 派遣事業は、いじめ問題等の相談件数が増加傾向にあるため、スクールソーシャルワーカーの報償費 5 0 万円の追加計上でございます。

I C T 教育支援事業は、会計年度任用職員経費のほか、令和 6 年度から運用開始する山口県統合型校務支援システムについて、導入前に必要となる各小中学校等の既存ネットワーク設定業務委託料並びに本システムの専用ノートパソコン購入経費として、合計で 2 2 9 万 1, 0 0 0 円の

計上でございます。

48ページをお願いいたします。

2項小学校費1目学校管理費につきまして、小学校施設管理経費は、三浦小学校体育館外壁コンクリート補修のほか、各小学校施設の修繕費や、久賀小学校の桜の剪定等委託料として、108万2,000円の計上でございます。

49ページをお願いいたします。

小学校施設改修事業費は、東和小学校バリアフリー改修工事にかかる建築確認申請手数料の計上でございます。

2目教育振興費の東和小学校教育振興経費は、来年度、肢体不自由な児童が東和小学校へ入学予定のため、学校生活において必要となる備品等の購入経費の計上でございます。

3項中学校費1目学校管理費の中学校施設管理経費は、周防大島中学校プールの下水道接続に伴い、プール槽への水道使用量を減算するための量水器ボックス取付費を計上、また、周防大島中学校管理運営経費は、下水道接続に伴う下水道使用料増額による光熱水費の追加計上でございます。

52ページをお願いいたします。

4項社会教育費3目図書館費につきまして、久賀図書館管理運営経費は、会計年度任用職員経費のほか、不具合が生じている図書館総合情報システムサーバーのUPSバッテリー交換等に要する経費の計上でございます。

東和図書館管理運営経費は、返却図書回収ボックスの破損に伴い、新たに回収ボックスを購入する経費を計上いたしております。

53ページをお願いいたします。

4目文化財保護費の服部屋敷・収蔵庫管理運営経費は、服部屋敷内のシロアリ駆除及び消毒にかかる経費の計上でございます。

5目社会教育施設費の大島文化センター管理運営経費は、会計年度任用職員経費のほか、非常用発電設備の動作不良にかかる修繕費として、合計302万7,000円の計上でございます。

55ページをお願いいたします。

5項保健体育費2目体育施設管理費の総合体育館・陸上競技場管理運営経費は、総合体育館の消防用設備等点検結果により、不具合のあった誘導灯設備取替修繕費を計上いたしております。

3目学校給食費の橘学校給食センター管理運営経費は、故障による配膳室空調機取替修繕費の計上でございます。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費の過年度道路橋りょう補助災害復旧事業は、町道久賀・土居線道路災害復旧工事において、一部施工方法の変更等

により、工事請負費に1,910万円を追加計上いたしております。

56ページをお願いいたします。

12款諸支出金1項1目繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、6ページにお戻りいただきたいと思っております。

6ページは、債務負担行為の補正についてでございます。

周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等指定管理料は、期間は令和6年度から令和7年度までとし、その限度額は4,240万円、周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村指定管理料は、期間は令和6年度から令和7年度までとし、その限度額は1,500万円とする債務負担行為の追加でございます。

7ページは、地方債の補正についてでございます。

過疎対策事業債及び合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、人件費の増額に、今回の山口県人事委員会勧告の内容が考慮されて補正という御説明があったと思うんですが、ちょっと基本的なことで申し訳ないんですが、要するに、山口県人事委員会勧告を踏まえて給与条例を改正して、それでこの補正予算があるということじゃないのかなと思うんですが、違っていたら、また御答弁で修正してください。

そうであれば、条例改正が先じゃないのかなと思うんですが、その辺、もう1回、補足説明をお願いいたします。

36ページ、担い手育成総合支援協議会交付金は人件費、これも臨時職員の給与に関する補正ということだったんですが、周防大島担い手支援センターの職員ということによろしいのか。ちょっと仕組みの部分が、よく分かっていないので、周防大島担い手支援センターと担い手支援総合支援協議会の関係性と、そういう基本構造の部分を教えてください。

それと、もう1点は、39ページの商工費で、企業向け従業員住宅に改修する費用ということだったんですが、企業向け従業員住宅のリフォームということなのかどうか。この企業向け従業員住宅への需要見込みっていうんですか、その辺がどれくらいあるのかどうか。その辺の補足説

明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、人件費の関係でございます。田中議員が言われるように、条例があって、それに基づいて補正をするということであろうかと思えます。

しかしながら、今回、同じ会期中の同日に上程をさせていただいておりますので、その点については、私どももそういった問題はないというふうに思っております。

しかしながら、こういったことについては、12月定例会で山口県人事委員会の勧告の発表自体がこの時期になってきておりますので、条例を先にやると今度は、補正予算について、またこの時期をずらすということは、議会運営上でもなかなか難しいものがあると思えますので、同じ会期内で上程をさせていただいているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、2点目の、担い手総合支援事業、いわゆる担い手育成総合支援協議会というのはどういう組織であるか、どういう運営であるかという御質問だと思います。

担い手育成総合支援協議会というのは、町、JA山口県周防大島統括本部、柑橘同志会で負担金を出し合って運営をしている協議会でありまして、今回、人件費が上がったことにより、補助金を増やすということになっております。

中身については、先ほど言いました、周防大島担い手支援センターの職員の人件費になります。

企業向け従業員住宅、商工振興事業ですが、御指摘のとおり、リフォームに対する工事請負費を計上しております。具体的に言いますと、畳を替えたり、砂壁を壁紙に替えたり、至るところの修繕等を含めたリフォームで、この金額になっております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問で、もう1点。この企業向け従業員住宅の需要見込みという御質問だったと思えます。

この企業向け従業員住宅については、企業の公募により利用できる形態として、企業の従業員、本町への移住を希望する若い世代や独身者の移住支援ができれば、人口定住や地域活性化の一助となると考えており、この寄附金についても、令和5年第3回定例会で御説明をさせていただきましたけれども、町の施策について、ある企業の方から企業版ふるさと納税を御寄附いただいたというようなこともございます。

町としては、やはり観光振興と、それぞれの企業等が今後進出していただけるという前提のもとに、こういった施策をしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 人件費のことで、この議会で一緒に上げていることが、どうこう言っているわけじゃなくて、議案の順番の問題で、例えば、現状は予算議案があって条例改正の議案が後で出てくる。予算案は、今日採決になると思うんですが、条例は最終日。その順番を言っている。あとで条例改正案が否決されたら、予算はどうなるんですかということを行っている。それを、同じ会期中でどうこうっていうんじゃなくって、その順番のことを言っている。その辺を、もう1回、御説明ください。

それと、担い手育成総合支援協議会と周防大島担い手支援センターとの関わりっていうんですか。負担金、協議会の中身ということじゃなくて、周防大島担い手支援センターというのは……。ごめんなさい、ちょっとよく分かっていないんですが。

私は、町の中に周防大島担い手支援センターというのが、久賀庁舎の中に町の機関としてある。それと担い手育成総合支援協議会の関わりというんですか。

例えば、違っていたら訂正してください。その周防大島担い手支援センターがあって、その運営主体が担い手育成総合支援協議会で、その担い手育成総合支援協議会に対して、交付金を町が出していますよということなのかどうなのか。その辺をもう1回、御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

今回、初日に補正予算の御議決をいただくのであれば、例えば条例については、否決をされた場合には予算の執行ができない。逆の場合も、例えば補正予算が否決をされて条例が通っても、それが執行できないというような状況になろうかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 周防大島担い手支援センターのあり方といいますか、担い手育成総合支援協議会とのかかわりという御質問ですが、内容につきましては、田中議員より御発言があったとおりです。

周防大島担い手支援センターの事業負担金というのが、町とJA山口県周防大島統括本部と、先ほど言いました柑橘同志会がほぼ同額出し合って、運営をしているということになります。

町の中の組織の一部ではあるんですが、農林水産課所管というふうな位置づけにはなっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私の理解力が不十分なのかもしれませんが、周防大島担い手支援センターと——じゃあ、規約とかそういったものがあると思うんですが、何に基づいて、周防大島担い手支援センター自体は、町の農林水産課の所管の機関であるという御説明だったと思

うんですが、それに対して、これは交付金ですから担い手育成総合支援協議会というのは、一応そういう団体があって、それが周防大島担い手支援センターを運営しているという理解なのかなと思うんですが、それを、まずは周防大島担い手支援センターの組織がどういう位置づけにあって、それは町の機関の一部としてありそれを運営する主体が担い手育成総合支援協議会ですよというところは、何に基づいて決まっているのか。規約か何かがあるはずなんですけれど。

その担い手育成総合支援協議会自体も一つの団体ということであれば、その担い手育成総合支援協議会自体の規約もあるでしょうし、それに対しての交付金がどういう根拠に基づいて、今回支給されているのか。

その辺の大きな枠組みというところを、どういった規定に基づいて支給されているのか、お金が流れているのか、運営されているのか、そういったところを教えていただきたいという質問なんですけれど、いかがでしょうか。分かりますか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） すみません、お時間をいただきまして申し訳ありません。

担い手育成総合支援協議会の規約の中に、それぞれ、町、JA山口県周防大島統括本部、柑橘同志会の役割が示されており、その規約の担い手育成総合支援協議会が所管する、あるいは実施運営するものとして、営農塾や帰農塾、圃場管理、みかんサポーター制度、それから、農地銀行や新規就農者の相談窓口を担っております。その中に周防大島担い手支援センターもあるという位置付けになっております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 予算案の中で、何点か質問をさせていただきたいと思います。

（「ちょっと、マスクを外してもらっていいですか」と呼ぶ者あり）はい、すみません。

1点目が42ページ真ん中、都市計画費の御説明の中で、片添ヶ浜海浜公園施設の修繕にかかる負担金というような御説明があったかと思えます。片添ヶ浜海浜公園施設のこういった場所の修繕にかかる負担金なのかというのを御説明いただけたらと思えます。

また、43ページ、住宅費の部分でございます。公営住宅維持管理経費というところで、現在12月という段階で、1,000万円を超える修繕費の見込みということで、計上されているんですけれども、こういった修繕に多くかかるのか、また、何件ぐらいを見込んでいるのかということが分かれば教えていただけたらと思えます。

あと、全体的に何か所かで、非常用電源の修繕などにかかるお金というのが何件か、非常用電源にかかるものがあつたかと思うんですけれども。例えば、これは今回、庁内の一斉点検か何かで不具合が確認されたため、急遽このような形で修繕という形になったのか。それか、そもそも毎年、このぐらいの件数が想定されるのか。これが判明した経緯が分かれば教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 御質問1点目の、片添ヶ浜海浜公園施設の県事業負担金ですが、県から事業内容について伺っている範囲で、お答えさせていただきます。

主なものは、ほとんど今あるものの修繕というものが多いんですが、車止めを新たに設置したりとか、新規事業としてはそういったものになります。

あとは、維持管理的な部分、それから、壊れていたりしている部分の修繕の補助金が主なものとなっております。

それから、2点目の、公営住宅維持管理経費、これは、当初予算で1,123万3,000円を見込んでおりました。これは、1件につき5万円相当で200件ぐらいを想定した当初予算を組んでおりました。

ただし、この修繕費というのは非常に見込みが立てづらい、住宅の中も含めてですので、一件一件それを調べて予算計上ということは非常に難しいので、想定で計上しております。不足になったら補正をするという基本的な流れで、執行しております。

今後、令和5年12月補正でいただいた後、どういったものが見込まれるのかというのは、非常に、今言った理由から想定は難しいんですが、これからの時期、入居前修繕が多くなってきます。その引っ越し等で出られる方、出られた後に修繕をして、新しい入居者を迎えるということですが、これからの時期、それが多くなってくる可能性がありますので、その辺を見込んだ予算計上としております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 非常用電源の修理についてでございます。

文教施設につきましては、大島文化センターがその対象になるわけですが、実は、令和5年8月13日の夜に停電した際に、大島文化センターの中央制御盤に警報が表示されたということで、その4日後の令和5年8月17日に、中国電気保安協会の検査がございまして、そこで確認をしていただきました。

中国電気保安協会においては、発電機の故障ランプを一旦リセットして、手動で起動をかけたんですが、それでも起動ができなかったということで、報告ではメーカーによる修理が必要という

ことでしたので、このたび予算を要求させていただいたものです。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 橘総合支所経費の庁舎自家用発電機の冷却水循環ポンプの不良により交換する経緯は、中国電気保安協会の定期検査等により症状が確認されたためでございます。

以上でございます。（「いいですか」「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第2号

日程第8. 議案第3号

日程第9. 議案第4号

日程第10. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第2号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第10、議案第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） それでは、議案第2号から議案第4号の補足説明をいたします。

議案第2号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、普通交付金、特別交付金、保険基盤安定事業等にかかる一般会計繰入金の増減、歳出においては、一般管理費・特定健康診査等事業費にかかる職員人件費の増減、一般被保険者療養費、出産育児一時金経費の増額が主なものでございます。

補正予算つづりの57ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,097万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,372万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

65ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金1節普通交付金は、一般被保険者分にかかる療養給付費、高額療養費の所要額増に伴い、5,446万5,000円を増額、2節特別交付金は、保健事業費の増額に伴い、95万4,000円増額するものでございます。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を556万円追加計上いたしております。これは、一般会計からの繰入金で、負担金交付申請額の確定により、1節保険基盤安定事業繰入金（保険税軽減分）を425万8,000円増額、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を325万円増額、3節未就学児均等割保険税繰入金を4万8,000円減額、職員給与費等の調整により、4節職員給与費等繰入金を371万3,000円減額、出産育児一時金の所要額及び補助額の増に伴い、5節出産育児一時金等繰入金を171万1,000円増額、普通交付税の確定により、6節財政安定化支援事業繰入金を67万円減額、7節その他一般会計繰入金のうち、国保負担軽減対策繰入金額の確定により、国保負担軽減対策を71万4,000円増額、8節産前産後保険税繰入金を5万8,000円増額するものでございます。

次に、歳出について、御説明いたします。

67ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、当初予算編成以降の人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整により、職員人件費378万4,000円を減額するものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、10月決定分までの給付実績に基づく年間医療費の推計から、所要額の不足が見込まれるため、4,618万8,000円を増額するものでございます。

68ページをお願いいたします。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、10月決定分までの給付実績に基づく年間医療費の推計から、所要額の不足が見込まれるため、820万8,000円を増額、3目一般被保険者高額介護合算療養費を6万9,000円の増額、4項出産育児諸費1目出産育児一時金は、所要額の不足が見込まれることから、250万円を増額、2目出産育児一時金支払手数料を1,000円増額補正するものでございます。

69ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分、2 項後期高齢者支援金等分、3 項介護納付金分は、いずれも財源調整でございます。

7 0 ページをお願いいたします。

5 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費は、給与改定に伴う職員人件費の調整、会計年度任用職員の継続任用による昇給及び給与改定に伴い、7 1 万 7, 0 0 0 円を増額するものでございます。

次に、7 1 ページをお願いいたします。

2 項保健事業費は、会計年度任用職員の継続任用による昇給及び給与改定に伴い、3 0 万 8, 0 0 0 円を増額するものでございます。

6 款基金積立金では、歳入額の増額に伴う調整のため、6 7 7 万 2, 0 0 0 円を増額計上いたしております。

以上が、令和 5 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての概要でございます。

続きまして、議案第 3 号令和 5 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において、職員人件費にかかる一般会計繰入金の増額、歳出において、総務費にかかる職員人件費の増額によるものでございます。

補正予算つづりの 7 3 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 1 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 5, 8 7 9 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

8 1 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金について、職員人件費分 1 1 万 7, 0 0 0 円を増額いたします。

次に、歳出について、御説明いたします。

8 2 ページをお願いいたします。

1 款総務費は、給与改定に伴う職員人件費の調整により、1 1 万 7, 0 0 0 円増額いたします。

以上が、令和 5 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についての概要であります。

続きまして、議案第 4 号令和 5 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの 83 ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定において、職員人件費の調整に伴うものでございます。

第 1 条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、202 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 35 億 6,134 万 8,000 円とするものでございます。

事項別明細書の 93 ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入について、御説明いたします。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金の 202 万 9,000 円の増額につきましては、職員人件費及び成年後見制度利用支援事業の財源調整によるものでございます。

次に、保険事業勘定の歳出について、御説明いたします。

94 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費では、介護保険分の職員人件費の調整により、52 万 7,000 円を増額いたします。

4 款地域支援事業費 3 項包括支援事業・任意事業費 2 目任意事業費では、成年後見町長申立ての件数増加により、1 万 8,000 円を増額いたします。

3 目地域包括支援センター運営事業費では、介護保険：包括支援センター分の職員人件費の調整として、148 万 4,000 円を増額いたします。

以上が、令和 5 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての概要でございます。

以上で、議案第 2 号から議案第 4 号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第 5 号令和 5 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の 97 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、236 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 9,605 万 7,000 円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

105 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は、今回の補正にかかる一般会計からの繰入金を 236 万 4,000 円増額し、財源調整を行っております。

次に、歳出でございます。

106 ページの 1 款事業費 1 項事務費 1 目総務費から、108 ページの 2 項事業費 3 目浮島航

路運航費にかけてでございます。

渡船事業特別会計におきましても、他の会計と同様に、職員人件費及び会計年度任用職員経費の補正でございます。

以上が、議案第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第2号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第6号令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第6号令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、第3条予算の既定の支出額を634万9,000円減額し、8億2,963万7,000円とするものです。

その概要につきまして、御説明いたします。

2 ページをお願いします。

支出につきましては、1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費 1 節給料、2 節手当、6 節法定福利費及び 3 3 節負担金において、人事異動及び給与改定に伴う人件費の調整をするものでございます。

1 8 節委託料においては、水質検査業務、漏水調査業務、採水業務を追加して実施することにより 6 2 万 9, 0 0 0 円を増額計上するものであります。

2 1 節修繕費においては、施設の経年に伴う損傷や不具合が増加しているため、修繕やメンテナンスにかかる費用 7 0 1 万 5, 0 0 0 円を追加計上いたしております。

同じく 3 目総係費につきましても、2 目配水及び給水費同様、1 節給料、2 節手当、6 節法定福利費及び 3 3 節負担金において、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の調整を行います。

1 ページに戻っていただきまして、第 3 条の、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、御説明いたしました人事異動及び給与制度改定等に伴い、職員給与費の減額をするものでございます。

なお、3 ページ以降には、附属資料を添付しております。

以上が、議案第 6 号令和 5 年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第 6 号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第 6 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 6 号令和 5 年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 . 議案第 7 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 2、議案第 7 号令和 5 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第7号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の業務の予定量では、特定環境保全公共下水道建設改良事業の既定の事業費に1,773万4,000円を増額し、11億5,887万8,000円とし、農業集落排水処理施設建設改良事業の既定の事業費に2,000万円を増額し、8,369万円とするものです。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の支出に194万8,000円を追加し、10億5,990万5,000円とするものです。

その概要について、御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

収益的支出につきまして、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費の16節使用料及び賃借料では、東和片添処理区内において、都市公園占用料が発生することが判明したことに伴う占用料として、14万9,000円を計上しております。

3目総係費では、給与制度改定等に伴い、1節給料94万9,000円、2節手当41万9,000円、6節法定福利費3万2,000円、24節負担金、補助及び交付金の退職手当組合負担金を39万9,000円、それぞれ増額するものです。

1ページに返っていただきまして、第4条の資本的収入及び支出について、収入では、予算第4条の既定の収入に3,780万円を追加し、14億1,688万3,000円とするとともに、不足財源の内訳を変更しようとするものです。

2ページをお願いします。

資本的支出につきましては、建設改良費に3,773万4,000円を増額し、17億126万2,000円とするものです。

その概要につきまして、御説明いたします。

4ページをお願いします。

収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目建設改良債1節公共下水道事業債を1,390万円、2節過疎対策事業債を1,390万円、それぞれ増額するものです。

2項補助金1目国庫補助金では、農村整備事業の追加交付の補助金1,000万円を増額するものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費2目処理場費の18節工事請負費では、農業集落排水施設更新事業にかかる工事請負費を1,580万円減額し、1目管渠費の18節工

事請負費に同額を組み替え、農村整備事業の追加交付分とあわせ、3,580万円を増額するものです。

また、24節負担金、補助及び交付金は、公共下水道事業における山口県代行工事の増額に伴う負担金として、1,773万4,000円を増額しております。

2ページに返っていただきまして、第5条の企業債では、特定環境保全公共下水道建設改良事業を1,780万円、農業集落排水処理施設建設改良事業を1,000万円、それぞれ追加し、企業債の総額を9億9,570万円としております。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、先ほど御説明いたしました給与改定に伴う職員給与費の増額です。

なお、5ページ以降に附属資料を添付しております。

以上が、議案第7号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第7号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 4ページの管渠費の工事請負費3,580万円、これは要するに、この3,580万円によって管渠の進捗が図られるということによろしいのかどうか。そうであれば、どれぐらいの進捗が図られるのか教えてください。

それと参考までに、現時点での下水道全体でいいですから、下水道普及率は、大体どれぐらいなのか。計画に対する工事の進捗率がどれぐらいなのか。その辺もあわせて、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） ただいまの田中議員の御質問でございますが、3,580万円、その分、管渠の施工が延長されるということで、進捗が進むということでございます。

それから、現在の普及率の状況ですが、集合処理全体の人口普及率が、現在43.71%となっております。（「進捗率、計画に対する」と呼ぶ者あり）

進捗率は、全体計画の面積に対する供用開始面積ということで出しておると思いますが、20%を若干超えたところではないかと思っております。日々、この辺は変わってくるので、確かな数字を今、持っておりませんが、20数%になっていると思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

この予算は、給与改定等に伴う給与費の補正と、令和6年4月から、周東総合病院より産婦人科医師を派遣いただき、大島病院に産婦人科外来を開設することに伴う医療機器整備について補正するものです。

第1条は総則でございます。

第2条の収益的収入及び支出では、支出につきまして、給与費の減少により支出合計で603万9,000円を減額補正し、50億9,344万7,000円としております。

2ページをお願いいたします。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は、大島病院の産婦人科外来開設に伴う医療機器購入に充当する企業債の増額により、収入合計で1,560万円を増額補正し、1億10万円としております。

支出につきましては、産婦人科外来開設に要する超音波診断装置ほか2品目の機器購入による建設改良費の増額により、支出合計1,559万7,000円を増額補正し、8億7,582万7,000円としております。

第4条の企業債につきましては、建設改良費の事業費増加により1,560万円を増額補正し、合計1億10万円としております。

3ページをお願いします。

第5条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費を合計で603万9,000円減額補正し、29億2,517万8,000円としております。

主な内容としましては、一部給与改定により増加を見込んでおりますが、職員の減少等により、全体では減額となっております。

第6条の重要な資産の取得及び処分につきましては、大島病院の超音波診断装置を追加しております。

附属資料といたしまして、4ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第8号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点、5ページの大島病院の人件費。

全体では減少しているという御説明だったんですが、この大島病院の人件費は、給料、手当、それぞれ増えております。この理由というか内訳について、御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの田中議員の御質問にお答えします。

大島病院におきましては、人員を増やしております。その関係で、人件費が増えております。以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もうちょっと詳しくお願いします。何人増えて、幾ら何が増えたのか。それにしても、えらい金額が少ない、トータルでということなんでしょうけれど。減額がどれだけあって、何人増えて、それに対して増える給料、手当が幾らでというところを少し詳しく御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） 大島病院でございます。

まず、人員といたしましては、看護師を2名増員しております。そのほかでございますけれども、社会福祉士を1名増員しております。その関係で、人件費が増額となっておりますのでございます。

金額につきましては、ちょっと今、細かな数字はございません。人員としては、そのような数字でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 令和6年4月から産婦人科の外来を開設ということでございますけれども、この内容をより詳しく、週何回であるとか、どのような格好になるのかを、まず御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの吉村議員の御質問にお答えします。

大島病院また病院事業局におきまして、ただいま産婦人科の外来、入院ともにございませぬ。町内においても、産婦人科、特に妊婦健診等の需要があると認識しております。

つきましては、先ほど御説明がありましたように、周東総合病院の産婦人科の医師に週1回程度来ていただきまして、妊婦健診、産婦人科の外来を開設させていただき、こういった施策の推進に協力していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） お尋ねしたいことが5点、6点あるんですけど。

今、内容について、少し具体的な話がありましたが、なぜ、大島病院に決めたのかということ。出産を大島病院でするということに理解をされているのかということ。乳児検診の関係は、他の病院と連携をするのかということ。そこらあたりどうなのかということ。

それと、医師は週に1回程度って言われたんですかね。常駐ではないということに理解していいのかどうか。

それと、費用対効果です。子供が少ない、人口減少が進む中で、産科と婦人科の患者数の見通しは立っておるんだろうと思うんですが、そこらあたりの費用対効果を、どのように考えているのか。

そして、先ほど言いました、なぜ大島病院なのかということ。交通の便で、東和、橘の方は当然、バスが途中で切れるので、そこらあたりどのように考えているのか。

それと、検診です。がん検診は今、町内を子宮がん検診車が走っておりますけれども、婦人科の患者に対しては、どのように考えておるのか。

そこらあたりを、ちょっと簡単でいいんですが、説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの竹田議員の御質問にお答えします。

まず、なぜ大島病院なのかということでございます。

我々、医療需要の推計を行っております。出生数が今、40人を切っておる状況でございます。お一人健診を14回程度受ける中で、どうしても大きな需要は見込めないというのがございます。

その中で、今、患者数が多いのが大島病院でございます。我々が体制が取れるだろうと考えておるのが大島病院でございます。まずは週1回、開設させていただきまして、ちょっと状況を

見させていただきたいと考えております。

また、出産でございますけれども、外来のみでございますので、出産に関しての入院を行う予定はございません。

検診でございます。妊婦健診以外では、まず子宮がん検診を、今、想定しております。

さらに、常駐か否かということでございますけれども、常駐ではございません。非常勤で週1回来ていただきます。

費用対効果でございます。当然、周産期は今、国、総務省でも繰出基準に周産期というのがございます。不採算ということはある程度認識しております。そこは補助金や国の特別交付税、普通交付税を踏まえまして、町からの御支援を今、お願いしておるところでございます。

がん検診につきましては、先ほど御説明しましたように、子宮がん検診というものを、一定程度想定しております。

患者数は、1回あたり数人になるということを想定はしておりますけれども、まずははじめて、よく周知をして進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） このたびの産婦人科の開設というのは、私も施政方針で申し上げておるとおり、やはり、周防大島町においてしっかりと子育てができる環境をつくっていくというこの大きな一歩であると思っております。

そして、先ほど、山中病院事業局総務部長からも説明がありましており、やはり、妊婦さんというのは14回健診を受けないといけない中で、今、町内で妊婦健診を受けることができません。

ですので、エコー等の機械を大島病院に導入することによって、医師に派遣で来ていただき、週1回、この健診の場を設けることにより、この周防大島の地に拠点を置いていただいて、しっかりと出産の準備をしていただける環境をつくっていくこと、これは大切であります。そして、柳井広域医療圏という中でも、やはり、こういった体制を取ることによって、柳井広域医療圏の中で出産を進めていただけるというようなことも、しっかりと踏まえております。

費用対効果が重要ということはあるございますけれども、まず、この出産を、大島病院において産婦人科を設けて、そういった体制をつくるということが町民の皆さんのためにも必要かなと思って、取り組むこととございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 今、町長が言われたのもよく分かります。そのとおりだと思うんですけども、最後の質問の中にありました周防大島町全体から、特に東和、橘から行くのに、

バスがないわけです。その点は、どのように考えておられますか。行って帰るのにバスがないわけです。その点は、どのように考えておられるか、お聞きしたいんですが。（「主旨が違う」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの竹田議員の御質問にお答えいたします。

まだ検討中ではございますけれども、我々は患者輸送バスを持っております。その中で、今、接続がうまくいっていないところも含めまして、どうやって運行していくか考えていきたいと思っておりますし、町も今、公共交通のあり方を見直しておりますので、その中でも議論していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第8号、討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論いたします。

私も、もしかしたら、ここでお世話になる可能性もありますので、ここは必ず賛成討論をしたいなというふうに、さっき思いました。

先ほど町長から御答弁ありましたけれども、この病院事業、今まであまり明るい話題がない中、このたび、とてもすばらしい議案というか、補正予算が上がってまいりました。産婦人科が大島病院に開設されるということでございます。

私も52年前に大島病院で生まれました。この思い出のある大島病院（笑声）また産婦人科ができる。

そして、恐らくこのまま子育て施策がどんどん進んでいって、さらには、またここで出産ができるという可能性がないこともないということで、大いに期待をしております。

先ほど、同僚議員の質疑にもありましたバスの問題、1つありますが、これにつきましても、また町長、病院事業局しっかりと取り組んでいただきたい。

私は、1つ提案というか、注文といいますか、患者輸送バスにつきまして、妊婦さんが乗降しやすいような工夫であるとか、座りやすいような工夫を、改めてこれを付け加えて考えていただきたいと申し上げまして、私の賛成討論といたします。

議員各位におかれましては、ぜひとも全会一致をもって御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後0時06分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第14. 議案第9号

日程第15. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第9号周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正についてから日程第15、議案第10号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第9号及び議案第10号について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第9号周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正についてであります。

本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が令和5年6月14日に公布され、令和5年12月13日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

このたびの改正点は、法律の一部改正に伴い、引用条項のズレを修正するものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明させていただきます。

第6条中法第6条第1項を法第7条第1項に改め、第7条第1項中法第7条第1項を法第8条第1項に改めるものです。

また、附則により、施行期日につきましては、条例の公布日から施行するものであります。

次に、議案第10号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。

本議案は、物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙公営の限度額を上げるため、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布、同日から施行されたことに伴い、本町における選挙公営についても、国に準じて公費負担額を改正しようとするものであります。

それでは、条例改正の要点を御説明申し上げます。

まず、選挙運動用自動車の使用にかかる公営につきまして、車両を借り入れた場合の費用の1日あたり限度額を1万5,800円から1万6,100円に改め、燃料費の1日あたり限度額を7,560円から7,700円に改めることとしております。

次に、選挙運動用ビラの作成にかかる公営につきまして、ビラ作成費の1枚あたり限度額を7円51銭から7円73銭に改めることとしております。

最後に、選挙運動用ポスターの作成にかかる公営につきまして、ポスター作成費の1枚あたり限度額を算出するための根拠となる額のうち、ポスターの印刷単価を525円6銭から541円31銭に改め、ポスター用写真撮影の費用である制作企画費を2万2,000円から2万2,550円に改めることとしております。

附則第1項は、施行期日を定めるもので、公布日から施行することとしています。

附則第2項は、適用区分といたしまして、この条例による改正後の周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に執行される選挙から適用するものとしております。

以上が、議案第9号及び議案第10号の補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 補足説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第9号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第10号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第9号周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正についてから議案第

10号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてまでの質疑を終了します。

討論・採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第16. 議案第11号

日程第17. 議案第12号

日程第18. 議案第13号

日程第19. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第11号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第19、議案第14号周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第11号から議案第14号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第11号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

本議案は、山口県人事委員会勧告による令和5年10月17日の一般職の給与等についての勧告に伴い、給与等の改正を行おうとするもので、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、船舶職職員の給与及び旅費条例の改正、議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものでございます。

本年度は、官民給与の較差を踏まえ、給料表の引上げ改定を行うとともに、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給割合の引上げを行うものであり、本町も山口県人事委員会勧告に準じ、給料月額について平均1.09%の引上げ、期末・勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引き上げることといたしました。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明いたします。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例（以下職員給与条例といいます。）の一部改正でございますが、職員給与条例第17条については、第2項中の期末手当の現行の支給割合100分の120を100分の122.5に、再任用職員については100分の67.5から100分の68.75に引上げ、年間の支給割合を一般職職員100分の245、再任用職員100分の137.5とするものでございます。

また、職員給与条例第18条については、第2項中の勤勉手当の支給割合を100分の100から100分の102.5に、再任用職員については100分の47.5から100分の

48.75に引上げ、年間の支給割合を一般職職員100分の205、再任用職員100分の97.5とするものでございます。

別表第1から別表第3につきましては、行政職、医療職及び技能職にかかる給料表をそれぞれ改正するものでございます。

第2条は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。

第1条で御説明いたしましたとおり、山口県人事委員会勧告に伴い、船舶職にかかる給料表を改正するものでございます。

第3条及び第4条は、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

一般職の職員の給与改定に準じ、町議会議員及び町長等の期末手当の支給割合を、100分の165から100分の170に改正するものでございます。

附則第1項及び第2項は、施行期日を定めるもので、本条例の公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

附則第3項及び第4項は、中途の異動者や採用者において権衡上必要と認められる限度で調整することができるものと規定したものでございます。

附則第5項は、改正前の給与条例の規定に基づいた給与が、改正後の給与条例の規定による内払とするとしており、改正後の条例の規定を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第6項及び第7項も、改正前の条例の規定に基づいた町議会議員及び町長等の期末手当が、改正後の条例の規定による町議会議員及び町長等の期末手当の内払としており、改正後の条例の規定を適用した場合には、その差額を支給することとなります。

附則第8項は、規則への委任でございます。

次に、議案第12号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

議案綴の33ページをご覧いただきたいと思います。

令和5年10月17日の山口県人事委員会勧告に準じ、病院事業局企業職員の期末手当と勤勉手当をあわせた支給割合を、周防大島町一般職と同様の年間100分の450とすることとし、労働者の過半数を代表する者及び労働組合と協議いたしました。

周防大島町病院事業管理者の期末手当につきましても、病院事業局企業職員と同様の支給割合とするために改正するもので、内容につきましては、期末手当の支給割合を100分の220から100分の225に改め、年間の支給割合を100分の450とするものです。

附則第1項は、施行期日等を定めており、公布の日から施行し、適用は令和5年4月1日から

としております。

附則第2項は、改正前の条例の規定に基づいた期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払としており、改正後の条例を適用した場合は、差額を支給することとなります。

続いて、議案第13号周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正についてであります。

本議案は、船舶職職員の退職による担当航路の配置転換に伴い、1級の船舶職職員が船長業務を行えるよう別表第2の等級別基準勤務表を改正しようとするものでございます。

情島航路の船長業務を行う船舶職職員が令和5年12月末で退職予定でありまして、その後任として常勤の船舶職職員を船長業務で配置転換させようとする2級以上の船舶職職員に限られるため、1級の船舶職職員の標準的な職務に船長業務を加えるとともに、2級以上の船舶職職員は運航管理者に選任することができるため、困難な職にある船長に改め、令和6年1月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第14号周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

本議案は、令和5年8月7日の人事院勧告により、非常勤職員の給与を常勤職員に準じて改定しようとするものであります。

また、議案第13号で上程いたしました船舶職職員給料表の等級別基準勤務表を、常勤職員と同様に改正しようとするものでございます。

第4条では、準用する常勤職員の給料表を任用する年度の前年度末から任用する年度に改め、常勤職員と同様に人事院勧告に伴う遡及改定を可能とするものでございます。

第5条では、等級別基準勤務表の船舶職の1級の項で及び船長を加え、2級の項で困難な職にある船長に改め、令和6年1月1日から施行するものであります。

第11条は、例規の字句修正で第10条を前条に改めるものであります。

第17条、第21条及び第24条は、報酬額の算定方法の修正で、現在の運用に沿った正しい処理方法に改めるものでございます。

以上が、議案第11号から議案第14号までの補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第11号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 基本的な質問で申し訳ないんですが、今回のその給与改定、山口県人事委員会勧告に準じてという御説明がありましたけれど、この山口県人事委員会勧告の意義

を一言で、簡単に結構ですので、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの田中議員の御質問でございますが、山口県人事委員会勧告の意義ということでございます。

公務員には、一般の労働者とは違い争議権等、認められておりません。その代償措置として、公務員の賃金を決定するにあたり、民間等々の賃金と比較をする人事院並びに山口県人事委員会の勧告を活用しているということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに、労働基本権が制約されるから、それに変わる代償措置として、この山口県人事委員会勧告があるということなんでしょうけれど、その場合に、これ一般職を対象にした山口県人事委員会勧告が、町長や町議会議員といった特別職等に適用されるとするのは、どういう根拠とか理屈からなのか、何かそういう明文化されたものがあるのかどうか、その辺を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

町議会議員及び町長、特別職については、決められた法的な根拠というのはございません。全国的に見ても、やはり一般職に準じた対応をそれぞれしているようなところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） その山口県人事委員会勧告は、民間事業所を調査して官民格差の是正をするものだというふうに認識しておりますけれど、多分50人以上の事業所をいくつか抽出して調査して、その官民格差を測っているというふうに思われますが、果たしてこの周防大島町は、どういう状況にあるのか、そういった調査対象に周防大島町内の事業者が含まれているのか。山口県人事委員会勧告ですから山口県全体なのは当然なんですけど、周防大島町の現状はどうなのかっていうところは把握されているのかされていないのか。その辺を町としてどういうふうに認識されておられるのか。県同様の官民格差があると、だから今回の改定なんだろうけれど、じゃあ周防大島町の状況はどうなのかというところは認識されておられるのでしょうか、おられないのでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 民間事業所の給与実態調査につきましては、本町独自で行ってはおられません。

なかなか、そういった調査をするノウハウもございませんので、周防大島町といたしましては、

一番身近な山口県が行う人事委員会の給与実情を参考に、といいますか適用させていただいて、県に準拠しているという格好でやらせていただいておりますので、周防大島町内の民間事業所の状況というのは、正確な数字は把握しておりませんし、山口県の人事委員会からも、町内の民間事業所が調査の対象になっているかどうかという情報提供も受けておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ、病院事業局企業職員の給与改定というのは、どういふふうになるのか。そこを参考までに御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 病院事業局企業職員につきましては、給与規定の改正となりますので、今回の山口県人事委員会勧告に沿った内容で、給与規定の改正を行おうとしておるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ちょっと基本的なところかもしれないんですけど、お伺いしたいことが1点ございます。

今回、船舶職員の船長が退職されるにあたって、人事異動でこういう規定の改正が必要になったという御説明だったかと思うんですが、例えばその1級の職員が船員というだけではなくて、船長という職務を担う時、職務の級として重責になるのではないのかということが懸念として1点ございます。

例えば、給料にしても待遇にしても処分にしても、今までの船員の時と変わらないのに、責務として船長というものが、ある意味上乘せになってしまうという可能性があるのかなと、ちょっと懸念したものですから、そちらがないのかどうか教えていただけたらと思います。

また、これに伴って、2級から4級の職務の級の標準的な職務の中に、先ほど運航管理もできるということで、船長の職務の前に、困難な職にあるという言葉を追加するということがあったかと思うんですけども、これは実態としては、今までもそれはできていたけれども、例えばその

1級の船長業務の方と明確に区別をするために、この困難な職にあるという言葉を入れただけで、実質的に業務が変わらないということなのか、そのあたりの確認をさせてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの白鳥議員の船舶職職員の職務についての御質問ですが、まず1級の職員に船長の業務をという割り振りは、今回の一航路の船舶職職員の退職に伴って、どうしても1級の職員しか人事として就任させることがなかなか難しいという中で、現行でも船長と同じような運航業務はしておりましたので、新たにこの職務が規定上増えたからといって、該当の職員に職務が増えるというものではないと認識をしております。

2級以上の職務の中に、困難な職にあるとつけることにあたりましては、説明の中でもありましたように、運航管理をさせるということがあります。

要は、現行も2級以上の船長業務の方には運航管理をしていただいておりますが、改めてそこを明確に分けるという意味で、1級と2級以上の職員の中で困難な職にあると付け加えまして、2級以上の船舶職員には運航管理をやってもらうということを明確にしたものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御説明ありがとうございました。

では、そのうえで確認なんですけれども、情島航路と伺っておりますが、そこで1級の職員の方が船長業務にあたるという形になったときに、情島航路の運航管理は、別の方がされるということになるのでしょうか。その場合、どういった方がされるのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中原政策企画課長。

○政策企画課長（中原 藤雄君） 白鳥議員の御質問でございますが、現在は、今おる船長が運航管理者をしておりますが、令和5年12月末をもって一応退職をする予定となっておりますので、令和6年1月1日からは、浮島航路より新たに船員が1名情島航路へ配置替えということにはなりますけれども、1級の職員でございますので、情島航路の運航管理者につきましては、政策企画課の職員が運航管理者を兼ねる予定としております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御説明ありがとうございました。

最後に、そのうえで確認なんですけど、その運航管理者の業務の内容について教えてください。現場にいないくて、事務所からでもできる業務なのかどうかということだけ、確認できたらと思っております。

○議長（荒川 政義君） 中原政策企画課長。

○政策企画課長（中原 藤雄君） 白鳥議員の御質問でございますが、運航管理者の業務ということでございますけれども、船の運航管理、安全運航に関する業務を担う業務となります。

情島航路につきましては、令和6年1月1日から1級の船員ということになるので、陸におります政策企画課の職員が運航管理者を兼ねるといことになりますけれども、情報収集と連絡体制等はしっかりとって、運航業務は行っていきたくて思っております。これまでも過去に政策企画課の職員が運航管理者を兼ねてやっていたこともありますし、また、私が安全統括管理者という運航管理者の上の統括管理者をやっておりますけれども、私も陸におりますが小松笠佐航路の運航管理者も兼ねておりますので、情島航路につきましても、過去において運航管理者を陸の職員が、陸といいますか政策企画課の職員がやっていたこともございますので、しっかりとした連絡体制をとりながら、運航管理業務を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 会計年度任用職員の現状を教えてください。人数というか、全体の何%ぐらいの方が会計年度任用職員なのか。

それと、今回の改定で、実際の給与が常勤職員に準じて改正という御説明でしたけれど、実際の給与がどれぐらい上がるのか、変わるのか、そこを具体的な数値で、代表的なもので結構なんで教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 田中議員から会計年度任用職員の詳細ということで、すみません、ちょっと具体的な資料を手元に持ち合わせておりませんので、記憶の範囲内での回答になりますが、会計年度任用職員、人数といたしましては200人強おります。

一般的な、一般事務の補助をされております会計年度任用職員の給与につきましては、時給ベースで現在920円から1,000円に改められます。

一般事務以外の会計年度任用職員の方の給与につきましても、これに準じた改正が反映されるということになります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 200人強ということは、半数以上ってということなんですかね。比率で言えばどれぐらいの、全職員の町職員の何%ぐらいになるんでしょうか。

それと、920円から1,000円になると、確かに上がるのは上がるんでしょうけれど、そもそも、要するに920円っていうのは最低賃金ベースの金額で、例えば出張所の窓口業務は、今、会計年度任用職員が配置されていると思いますが、こういったところの業務としては、正規職員も会計年度任用職員も同じ業務を担うわけで、それがこうも差があつていいもんかどうかというのは非常に疑問があります。

この常勤職員に準じて改正という意味は、上げる比率というか、そもそも、もともとの待遇改善っていう意味が込められているんじゃないかなと思うんですが、その辺の認識は、今後検討されていくのか、もうこのままでいくんですよというのか、その辺はどういうふうを考えられておられるのか、最初のパーセンテージの部分と含めて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） まずは、比率です。すみません、私は200人強と申し上げましたけれども、具体的な、令和5年11月末現在の会計年度任用職員の人数は、196名という数字が出ております。

率といたしましては、会計年度任用職員以外の職員、一般職と呼ばれる職員が病院事業局を除いて220名おりますので、ほぼ同数の会計年度任用職員がおられるということになるかと思えます。

若干、正規職員よりは少ないですけれども、そういった割合というふうに認識をしております。

それから、待遇面で一般職との差というところでの御質問であろうというふうに認識したんですけれども、そもそも会計年度任用職員制度が導入されました経緯の中で、待遇を同じというか、同じ賃金体系にという制度構築をしていましたので、それまでは最低賃金が、会計年度任用職員といえますか、臨時職員の賃金の考え方であったものが、現在は職員の給料表、これが会計年度任用職員の賃金のベースということになっております。

先ほど申しあげました920円から1,000円になるというのは、行政職1級1号の月額給料から算出した時間給が920円から1,000円に上がるというものでございまして、賃金体系は一般職と会計年度任用職員も同じ給料表を使っているという認識をしているところでございます。

また、その他の待遇面、休暇制度等におきましても、今のところ全く同じではありませんが、会計年度任用職員にも、休暇制度の充実を鋭意、順次、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第11号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから議案第14号周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてまでの質疑を終了します。

討論・採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第20. 議案第15号

日程第21. 議案第16号

日程第22. 議案第17号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第15号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第22、議案第17号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第15号から議案第17号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第15号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本議案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年7月24日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和6年1月1日から施行される国民健康保険税条例の改正部分につきまして、周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

このたびの改正点であります。1点目といたしましては、出産時の保険税免除制度を新設するもの、2点目といたしましては、出産被保険者の免除にかかる届出について新設するものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により、御説明させていただきます。

45ページ、第23条国民健康保険税の減額についてであります。第3項を新設しております。

これは、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険制度において、出産する国民健康保険被保険者にかかる産前産後期間相当分である4か月間の均等割、所得割保険税を免除するものであります。

免除費用は、2分の1を国庫負担、県と町がそれぞれ4分の1を負担することとなっております。

46ページ、中段、第24条の3出産被保険者に係る届出につきましては、出産被保険者の属する世帯の世帯主が産前産後の保険税免除措置にかかる届出に必要な事項の規定を新設するものであります。

次に、議案第16号周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正についてであります。

周防大島町若者定住促進住宅については、令和元年度に若者の定住促進、学童・児童数の増加など、過疎地域の活性化を目的に明新住宅として4戸を建設したものであります。入居者の公募を行いましたところ、当初の予想をはるかに上回る多数の応募があり、周防大島町若者定住促進住宅に対する需要が著しく高いことから、令和3年度に4戸を建設し、令和5年度に新たに4戸を建設し、追加しようとするものであります。

別表第1は、設置しています周防大島町若者定住促進住宅の名称及び位置について規定したものです。同表周防大島町若者定住促進住宅明新住宅の戸数を8戸から12戸に変更しようとするものであります。

また、別表第2は、周防大島町若者定住促進住宅の家賃について規定したものです。同表に令和5年度中に建設する4戸を追加しようとするものであります。

なお、この住宅の入居者募集は、令和6年度中の公募を予定しております。

続いて、議案第17号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

議案綴りの49ページをご覧くださいと思います。

本議案は、周防大島町立大島病院に産婦人科を開設するため、所要の改正をするものでございます。

改正内容でございますが、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例、別表の周防大島町立大島病院の診療科目に産婦人科を追加するもので、周東総合病院から産婦人科医師を派遣していただき、週1回程度の診療を行う予定としております。

なお、附則につきまして、本条例の施行日を令和6年4月1日からとしております。

以上が、議案第15号から議案第17号までの補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第15号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 御説明で、4か月間について、均等割・所得割を免除というのは分かったんですが、これ令和6年1月1日施行で、実際の免除対象というのは、令和6年1月1日以降に出産された方が対象になるのか、その辺をちょっと具体的に御説明いただきたいと思

います。

それと、多胎の場合がたしか6か月という国の規定があると思うんですが、これもそのとおりになるのかどうか、ちょっとその辺もあわせて補足をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎由紀子君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

今回の産前産後の保険税免除の対象期間が4か月ということになっておりますが、令和6年1月1日が施行日で、今回、出産月の前月から生まれた月の2か月後までなので、令和5年11月に出産をされた方、今回の免除期間が令和6年1月が4か月目にあたる。令和5年11月に出産した方は、令和5年10月、令和5年11月に出産で、令和5年12月、令和6年1月というのが4か月の対象期間になりますので、一番早い方で、令和5年11月出産の方から対象になります。

多胎妊娠の方についても、後が3か月ということなので、同じく令和5年11月に出産の方、もし多胎の方であれば、後ろが令和5年12月、令和6年1月、令和6年2月が免除期間ということになりますので、同じく一番早い方で、令和5年11月出産の方からということになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 令和5年11月に出産された場合は、前月の令和5年10月から、令和5年11月、令和5年12月、令和6年1月までが対象になりますよと。だからもう、既に生まれている方も対象になるということですよ。

例えば、令和5年10月に出産だったら、令和5年9月、令和5年10月、令和5年11月、令和5年12月でもう対象にならないということなんですか。簡単でいいので端的に説明していただいて、実際に周知する場合には、分かりやすく周知してもらわないと、今、御説明を聞いただけでは、なかなかその辺の扱いがどうなるのかなというのが理解しにくいんじゃないかなと思います。多胎も含めて、ちょっと扱いが違えば、もう1回、その辺をはっきり。

例えば、令和5年10月に出産された方は、4か月が免除になるのか、それとも令和6年1月1日以降の1月分が免除になるのか、その辺も含めて御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎由紀子君） 説明がうまく言えなくて申し訳ございません。

今、私がさっき4か月と申しましたので、令和5年11月出産の方が令和5年10月から4か月が対象になるような感じに聞こえてしまったように思ったんですが、端的に言いますと、施行日が令和6年1月1日となっておりますので、通常、今の制度自体が前後で4か月ということに

なっておりますが、令和6年1月1日が施行日でありますので、令和5年11月出産の方は令和6年1月の月のみ対象ということになります。多胎妊娠の方におきましては、令和6年1月、令和6年2月という形になると思います。

このあたりの周知につきましては、今も実際に健康増進課と連携を取りまして、該当になられると思われる方には、こちらから申請書なりをお渡しして出していただくように進めております。

該当になる方については、もっと分かりやすい説明もやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 御説明では、当初の予想をはるかに上回る応募があったからということでしたけれど、当初の予想というのは、どれぐらいを想定されていて、実際に年度が変わりますけれど、年度ごとにどれだけの応募数があって、その定住、町外から転入された方でこの住宅に入られた方の実績が何人あったのか。その辺を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問で、当初どれぐらいの数の入居者応募を想定していたかというのは、応募がどれぐらいあるだろうという想定の数値的なものはございません。

結果論になりますが、1期工事では4戸の募集に対して33件の応募がありました。単純に競争倍率で言えば8.3倍になります。2期工事については、同じ4戸の募集に対して24件の応募がありました。競争倍率で言えば6倍程度ということになります。

それから、町内外の状況、町内に住んでいる方、町外から転入される方については、今、申し上げた1期目の応募の33件の内訳として、町内に住んでいらっしゃる方が24件、町外からが9件。それから、2期の24件の応募の中、町内に住まわれている方は19件、町外からは5件の応募がございました。

これにつきましては、募集定員を超えておりますので、公平に抽せんということになりまして、結果的には今、町外からの転入者は1世帯のみになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 週1回の診察の予定になると、そのために、今回の補正にも出ていますけれど、全体の産婦人科を設置することでの経費がどれぐらいかかるのか、もうアバウトな数字で結構ですので教えてください。

それと、週1回の診察日以外の患者というか、産婦人科を利用される方へのフォローというのはどういうふうなやり方というか、体制でやられようとしているのか、その辺もあわせて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの田中議員の御質問にお答えします。

この産婦人科を開設することによる経費でございます。

まず、今回の補正に出てきました約1,600万円の設備整備の減価償却費、これは約5年でございます。そのほかの経常的経費としましては、不採算経費と言いましょいか、医師の人件費としては約300万円程度と考えております。あとは、週1回そこにつく看護師の経費や事務的な経費を想定しております。

そして、フォローでございます。週1回以外のフォローでございますけれども、当然、周東総合病院からドクターに来ていただきますので、何かあれば周東総合病院のドクターがしっかりと診ていただけるものと考えております。

救急とかそういったものであれば、そのドクターが把握している患者と考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 周東総合病院の医師がフォローするというのは、それはどこで、どういう形でフォローするんですか。大島病院で対応してもらえるということよろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの御質問にお答えします。

なかなか大島病院で、そのドクターがいないときに産婦人科の診察をするのは難しいと考えております。そのドクターが来られる日以外は基本的には周東総合病院で診ていただくことを想定しております。

以上となります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 確認なんですけど、要するに、週に1回は大島病院に産婦人科の医師がいらっしゃる。それ以外の6日間は、何かあったら周東総合病院に行ってくださいという対応になるということですか。

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの御質問ですけれども、周東総合病院で診ていただく想定しております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第15号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてから、議案第17号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの質疑を終了します。

討論・採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後2時02分休憩

.....

午後2時16分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第23. 議案第18号

日程第24. 議案第19号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第18号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてから、日程第24、議案第19号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第18号及び議案第19号について、一括して補足説明をいたします。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により、選定委員会を設置することとされており、また、周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員会は委員5人以内をもって組織すると規定されております。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、大学名誉教授、書類審査の専門家であります司法書士、財務の専門家であります中小企業診断士及び行政組織から計4名で組織し、それぞれ3回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところであります。

議案第18号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定議案につきましては、選定委員会の結果を受けまして、選定委員会にて公募により優先交渉権者に選定された瀬戸内海リゾート株式会社を周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としております。

次に、議案第19号周防大島町サン・スポーツランド片添等の指定管理者の指定議案につきましては、選定委員会の結果を受けまして、選定委員会にて非公募により優先交渉権者に選定された一般社団法人東和ふるさとセンターを周防大島町サン・スポーツランド片添等の指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としております。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第18号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案説明資料綴16ページに審査結果が出ておりますが、5番目のその他町長等が別に定める事項で、ここで大差がついていますけれども、具体的に、選定団体はどういったところで差がついたというか、評価されたのか。そこをちょっと補足してください。

それと、議案説明資料綴18ページに団体の選定優先交渉権者の資料がありますが、資本金が125万円で、令和4年度決算ですかこれが1,870万円の赤字ということで、公共施設の運営を委任する団体として、この辺について、財政力というんですか、この数字を見て、何かその委員から意見とかそういったことは、懸念の声とかはなかったんですか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、御質問の1点目議案説明資料綴の16ページにあります、その他町長等が別に定める事項、この具体的な中身については、町内に住まわれる方の雇い入れをどれぐらいするか、それから町内業者からの仕入れ等をどの程度するかというものがこういった中に含まれております。それを加味したということでございます。

それから今の御質問、議案説明資料綴24ページの財務状況ですが、先ほど補足説明の中にもありました中小企業診断士という方も選定員の中に入っております。24ページじゃない、すみません、議案説明資料綴18ページの部分ですが、中小企業診断士にも経営状況というのは当然見ていただいております。

特に、この周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等についての単年度収支を見ていただきました。例えば、令和2年度から比較すると、令和2年度、令和3年度、令和4年度と収入は増え

ております。しかしながら、令和4年度においては大きな損益が出ていることによって公募にするということにしたわけですが、令和5年度4月から令和5年7月までの収益を見ますと、令和5年4月から令和5年7月の4か月で昨年度の年間売上高の既に6割ぐらいに達しておる。収支も、大きな黒字になっているというところを見ていただき、評価をされたものと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 町内雇用者とか町内からの仕入れの部分で評価されたということは、もう1つのB団体は、町内雇用とか町内からの仕入れというのは、全くというか、ほとんど考えていなかったという内容だったのか。それでよろしいのか、御答弁ください。

それと、財務状況、この資料だけでいうと資本金125万円で赤字が1,800万円で、大丈夫なんかなと思うんですけど、それが今年度以降でどれぐらい改善されると見込まれているのか。その辺を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、1点目の御質問の町内在住者の雇用、それから町内業者からの仕入れ等、B団体についてはその辺の提案がなかったということでございます。

それから、1,877万円程度の赤字のものが、今年度どうなっているのか、今後どうなる見込みなのかということですが、先ほど申し上げました令和5年度の令和5年4月から令和5年7月の4か月において、令和4年度総収入の売上げのもう既に6割を達しているということから、大きな経営状況の判断がされたものと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案説明資料綴23ページ、選定委員の名簿がありますけれど、1社競合なんでA団体ということなんですけれど、この団体の代表者は前町長ということで、この選定委員の中に副町長が入っておられますけれど、この辺は特に問題はないと考えられてここに入ったのか。

何というか、常識的に考えればそういった特定の関係性が認められるんじゃないかと疑われることのないような委員の構成にすべきじゃないかなと思いますが、その辺の認識について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 根本として、それが疑われるような体制であるとは決して思っておりません。副町長として、選定委員会の中に入っているのはやはりその施設の管理状況

であるとか運営状況であるということが一番把握されている。ですから、メンバーの中にやっぱり役場の関係者——職員といいますか——を入れることによって、さらなる慎重な審議がされると思っております。

決して、そういったものに、逆に配慮すべきではないと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第18号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてから、議案第19号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定についてまでの質疑を終了します。

討論・採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、12月18日月曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時29分散会
